(目的)

第1条 この要領は、入札等により福祉バス運行事業(本庁・小禄コース)の受託業者が変更する場合の引継ぎ方法等について、必要な事項を定める。

(引継ぎの作業)

- 第2条 引継ぎは、巡回コースの確認、車両の運行状態の確認、車両の引渡し及び外観等の状態 の確認並びに試運転とする。
- 2 巡回コースの確認は、委託契約期間中の受託業者(以下「現受託者」という。)が運転する車両に、新たに受託する予定の事業者(以下「新受託者」という。)が同乗し、各コースを時刻表に準じて1日4回の2日かけて合計8回巡回して確認するものとする。
- 3 車両の運行状態の確認は、新受託者が前項の巡回コースの確認の直前又は直後に実施する。
- 4 車両の引渡し及び外観等の状態の確認は、市職員と現受託者及び新受託者の立会いのもと、現 受託者の契約期間(以下「現契約期間」という。)最終日に実施する。
- 5 試運転は、新受託者が契約期間開始から最長2日以内運休して、実際の車両で試運転するものとする。

(引継ぎ日程)

第3条 引継ぎ日程は、下表のとおりとする。ただし、日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、 現契約期間の最後の4日間及び新受託者の契約期間(以下「新契約期間」という。)の最初の2 日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。また、車両 の引渡し及び外観等の状態の確認並びに試運転の日を除き、現受託者と新受託者の双方で調整 を行い、合意した場合は日程を変更しても差し支えない。

日程	内 容	
現契約期間の最後の4日間	巡回コースの確認(本庁コース1日4便×2日間、小禄	
	コース1日4便×2日間)、車両の運行状態の確認	
現契約期間の最終日	車両の引渡し及び外観等の状態の確認	
新契約期間の最初の2日間以内	試運転 (運休)	

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。

【参考】引継ぎ日程の例

	日程	内 容
現契約	3月27日(木)	巡回コースの確認 (小禄コース4便)、車両の運行状態の確認
期間	3月28日(金)	巡回コースの確認 (本庁コース4便)、車両の運行状態の確認
	3月29日(土)	巡回コースの確認 (小禄コース4便)、車両の運行状態の確認
	3月30日(日)	*
	3月31日(月)	巡回コースの確認 (本庁コース 4 便)、車両の運行状態の確認、
		車両の引渡し及び外観等の状態の確認
新契約	4月1日(火)	試運転 (運休)
期間	4月2日(水)	試運転 (運休)

※日曜日は引継ぎ日程から除くものとし、現契約期間の最後の4日間及び新契約期間の最初の2日間に日曜日があたる場合は、引継ぎ日程を前後にずらして対応するものとする。